



この明細書は、「所得税の減価償却資産の耐用年数短縮の承認申請書」を提出する場合に別紙として届出書と併せて提出します。

明細書の各欄は、次により記載します。

- 1 「整理番号 a」欄には、一連番号を付します。
- 2 「種類（設備の種類を含む。） b」及び「構造又は用途 c」の各欄には、申請資産の減価償却資産の耐用年数等に関する省令別表に掲げる種類、設備の種類及び構造又は用途を記載します。
- 3 「細目（個々の資産の名称） d」欄には、申請資産について個別の資産ごとの名称を記載します。
- 4 「現に適用している耐用年数 f」欄には、申請資産につき現に償却費の額の計算の基礎としている耐用年数を記載します。なお、個人が法定耐用年数より短い年数で償却費の額を計算している場合には、申請資産につき適用すべき法定耐用年数を記載します。
- 5 「取得価額 g」欄には、3の資産の取得価額を記載します。
- 6 「承認を受けようとする使用可能期間の算定の基礎」欄には、3の資産につき申請時までの「経過年数 h」とその後の実際の「その後の使用可能期間 i」の年数とを記載し、「計 j」欄にその年数の合計（1年未満の端数切捨て。）を記載します。この場合において、機械及び装置に含まれる資産で陳腐化の事実がないものについては、その「計 j」欄に当該機械及び装置の法定耐用年数の算定の基礎となった個別年数を記載します。
- 7 「年要償却額 k」欄には、3の資産について「取得価額 g」欄の金額を「計 j」欄の年数で除して算出した金額を記載します。
- 8 3の資産が機械及び装置である場合には、「算出使用可能期間 n」欄に「取得価額 g」及び「年要償却額 k」欄の全部についての計を付し、当該「取得価額 g」の額の合計額を「年要償却額 k」の額の合計額で除して算出した数を記載します。
- 9 「承認を受けようとする使用可能期間 o」欄には、3の資産が、機械及び装置である場合には8により計算し、「算出使用可能期間 n」欄に記載した年数を、機械及び装置以外の資産である場合には「承認を受けようとする使用可能期間の算定の基礎 計 j」欄に記載した年数を移記します。
- 10 3の資産が機械及び装置である場合には、「算出未経過使用可能期間 p」欄に「未経過期間対応償却基礎額 m」及び「年要償却額 k」欄の全部についての計を付し、当該「未経過期間対応償却基礎額 m」の額の合計額を「年要償却額 k」の額の合計額で除して算出した数を記載します。
- 11 「承認を受けようとする未経過使用可能期間 q」欄には、3の資産が、機械及び装置である場合には、10により計算し、「算出未経過使用可能期間 p」欄に記載した年数を、機械及び装置以外の資産である場合には「承認を受けようとする使用可能期間の算定の基礎 その後の使用可能期間 i」欄に記載した年数を移記します。
- 12 「帳簿価額 s」欄には、3の資産が機械及び装置である場合には、当該機械及び装置に含まれる資産の全部について計を付した欄に申請の日の属する年の1月1日における帳簿価額を、その他の資産である場合には、当該資産の同日における帳簿価額の合計額を記載します。